地方自治一半リ例情報

要旨:伊東 健次

停職処分取消請求事件

破棄自判

第3号 4月26日判決 平成29年(行口)原審 大阪高等裁判所 平成29年

第31号 裁判所ウェブサイト11月24日判決 平成27年(行ウ)11月24日判決 平成27年(行ウ)

行政勝訴

要務に従事していた職員が、制服業務に従事していた職員が、制服業務に従事していた職員が、制服とを理由として行われた6月の停とを理由として行われた6月の停とを理由として行われた6月の停めの取消しを求めた事件において、処分者の裁量権の範囲を逸脱したものであるとして請求を認応したものであるとして請求を認応した原審判決に対し、本件従業容した原審判決に対し、本件従業

も本件店舗の営業への悪影響を懸念したものであり、職員は以前から従業員らを不快に思わせる行為 を繰り返し、そのために退職した を繰り返し、そのために退職した を繰り返し、そのために退職した を繰り返し、そのために退職した を繰り返し、そのために退職した を繰り返し、そのために退職した とこる社会的影響力も大きく、 公務一般に対する住民の信頼も大 きく損なわれたというべきである から、原審判決を破棄し、本件処 から、原審判決を破棄し、本件処 から、原審判するとした事例であ の請求を棄却するとした事例であ る。

【関連法規】 地方公務員法第29条

する条例第4条 加古川市職員の懲戒 第1項、同法第33条、

り、処罰を望まないとの意思表示ラブルを避けるためのものであとしても、それは、客との間のトとしても、それは、客との間のト身体的接触に抵抗を示さなかった身であったから、笑顔で行動し、

会示「主

判決

被上告人の請求を棄却する。取り消す。原判決を破棄し、第一審判決を〔主 文〕

电

鐘

とする。

訴訟の総費用は被上告人の負担

について (ただし、排除されたものを除く。) (ただし、排除されたものを除く。)

1 普通地方公共団体である上告人の男性職員である被上告人告人の男性職員である被上告人は、勤務時間中に訪れた店舗においてその女性従業員に対してわいいてその女性従業員に対してわいいで、停職6月の懲戒処分(以下「本に、停職6月の懲戒処分(以下「本件処分」という。)を受けた。本件は、被上告人が本件処分は重きに失するものとして違法であるよ

その取消しを求める事案である。

原審の適法に確定した事実

(1)ア 地方公務員法(以下「地公法」という。) 29条1項は、職公法」という。) 29条1項は、職員が同法等に違反した場合(1号)、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合(3号)をにおいては、これに対し懲戒処等においては、これに対し懲戒処のとして戒告、減給、停職又は免分として戒告、減給、停職又は免の信用を傷つけるような行為をしてはならない旨を定めている。

イ 加古川市職員の懲戒の手続 が対果に関する条例(昭和28年 別に関する条例(昭和28年 の期間は1日以上6月以下とす など効果に関する条例(昭和28年 の期間は1日以上6月以下とす

による処分の標準例は、 由 いて、 めたところ、 な事例における処分の標準例を定 市職員の懲戒処分に関する指針 (以下「本件指針」という。)にお 『である「痴漢・ また、加古川市長 懲戒処分に付すべき標準的 は、 公務外非行関係の事 平成19年、 わいせつ行為 。 以 下 免職又は 「加古川 「市長

> $\frac{1}{4}$ 非違 $\overline{2}$ ものとされている。 て総合的に考慮した上で判断する 非違行為やその後の対応等も含め 刑事処分の程度等のほか、 に与える影響、[5]他の行政処分。 職員の職務上の地位や職務内容 量定を決定するに当たり、 指針においては、具体的な処分の 停職とされている。 行為の動機、 故意又は過失の度合い、〔3 上告人、 他の職員及び社会 態様及び結果 そして、 過去の $\overline{1}$

職務に従事していた。
(2)被上告人は、平成3年に上告人に採用された一般職に属する男性の地方公務員であり、同22年4月から自動車運転士として、年4月から自動車運転士として、同22年1日である。

従業員らを不快にさせる不適切な 用するようになった。その利用の するコンビニエンスストア 着用して、 市章の付いた作業着である制服を 年頃から、 「本件店舗」という。)を頻繁に利 3 被上告人は、 ア 勤務時間中、 兵庫県加古川市に所在 被上告人は、 本件店舗の女性 上告人の 平成 以 下 22

イ 被上告人は、勤務時間中でとして退職した女性従業員もいた。言動をしており、これを理由の一つ

関係等の概要は、

次のとおりである。

従業員 げ込んだ。 分頃、 を振りほどき、 上から自らの股間に軽く触れさせ き始め、 腕を本件従業員の左腕に絡めて歩 で商品を選ばせた上で、 ケースの前まで連れて行き、そこ 手首に絡めるようにしてショ て、 う。)に飲物を買い与えようとし 舗を訪れ、 ある平成26年9月30日午後2時30 た。本件従業員は、 右手で本件従業員の左手首をつか んで引き寄せ、 イ 自らの左手を本件従業員の右 上記制服を着用して本件店 被上告人は、勤務時間中で (以下「本件従業員」とい その後間もなく、 顔見知りであった女性 本件店舗の奥に逃 その指先を制服の 被上告人の手 自らの右 自らの

(4)ア 本件店舗のオーナーから事情は、前同日、被上告人が所属するは、前同日、被上告人が所属するは、前同日、平成26年10月7日、本の上司は、平成26年10月7日、本の上司は、平成26年10月7日、本

て確認した。

された。 聞に、 情聴取をして当該職員に対する処 職員の処分を見送っている旨の記 ル・ハラスメントをしたが、上告 られていた。)が勤務時間中に 上記記者会見に関する記事が掲載 日新聞、読売新聞及び神戸 ところ、 分を検討する旨の方針を表明した 上告人は記者会見を開き、今後事 事が掲載された。これを受けて、 人においては店側の意向を理由 ンビニエンスストアでセクシュ 上告人の職員 平成26年11 同月8日の朝日新聞、 月7日 (氏名は伏 0) 新聞に、 神 戸 新

日以降、 取を行った。その際、被上告人は 11 どと弁解した。他方、本件従業員 近づきはしたが触れてはいないな 下半身を触らせようという意識は が、 ウ 3 被上告人の処罰は望んでいな 上告人は、 本件従業員の手が下半身に 同じようなことが起こらな イの行為に関する事情 関係者から被上告人の前 平成26年11月8

ナーも同じである旨を述べた。 いようにしてほしい、これはオ

月

26

きものとした

との記載がある。なお、上告人は この言 停職6月の懲戒処分(本件処分 裏付ける事情である旨を主張して 本件処分の直接の対象は行為1で 行っていた。」(以下、被上告人の 不快に思わせる不適切な言動を において、そこで働く従業員らを 当該コンビニエンスストアの店内 せようとする行動をとった。」(以 業員の手を自らの下半身に接触さ 手を握って店内を歩行し、当該従 ち寄ったコンビニエンスストアに 成26年9月30日に勤務時間中に立 をした。その処分説明書には、 法29条1項1号、 おいて、そこで働く女性従業員の 分の理由として、「あなたは、 日付けで、被上告人に対し、地公 (5) 市長は、 という。)、「また、以前より 被上告人のこの行動を「行為 行為2は行為1の悪質性を 動を「行為2」という。 平成26年11 3号に基づき、 処 平

3 原審は、 上記事実関係等の

した場合ほど大きいとはいえない

して、被上告人の請求を認容すべ 下において、要旨次のとおり判断

成28年兵庫県条例第31号による改 使に当たる公務員が同様の行為を が社会に与えた影響は公権力の行 転士である被上告人による行為1 たとまでは認められず、 して行為1と同様の行為をしてい ない。さらに、被上告人が常習と て警察の捜査の対象にもされてい もあって被上告人は行為1につい の処罰を望んでおらず、 び本件店舗のオーナーは被上告人 犯罪行為であるが、本件従業員及 正前のもの)3条2項に違反する 的不良行為等の防止に関する条例 県公衆に著しく迷惑をかける暴力 たと認められる。行為1は、 について渋々ながらも同意してい ら終始笑顔で行動しており、 れるという身体的接触をされなが り、本件従業員は手や腕を絡めら からの顔見知りに対する行為であ (昭和38年兵庫県条例第66号。 被上告人による行為1は、 自動車運 そのため これ 以 平 前

> がって、 ものであり、違法である。 囲を逸脱し、又はこれを濫用した 観念上著しく妥当を欠く。 分は重きに失するものとして社会 まえても、 度が不十分であるなどの事情を踏 悪質であり、被上告人の反省の態 ないことも考慮すると、行為1が ことや、 て過去に懲戒処分を受けたことが 本件処分は、裁量権の範 被上告人は上告人におい 停職6月とした本件処 した

される 廷判決・民集31巻7号1101頁 第52号、 れる場合に、 妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱 判断は、 定する裁量権を有しており、 否か、また、 情を考慮して、懲戒処分をするか その理由は、 判断は是認することができない にいかなる処分を選択するかを決 について、懲戒権者は、 (1) 公務員に対する懲戒処分 又はこれを濫用したと認めら しかしながら、原審の上記 (最高裁昭和47年 それが社会観念上著しく 同52年12月20日第三小法 違法となるものと解 懲戒処分をする場合 次のとおりである。 諸般の事 (行ツ) その

11

を基礎付ける事情として考慮して

号、 はいえないこと等を、本件処分が 件従業員及び本件店舗のオーナー 上告人から手や腕を絡められると が被上告人と顔見知りであり、 年1月16日第一小法廷判決・裁判 社会観念上著しく妥当を欠くこと 1が社会に与えた影響が大きいと は認められないこと、〔4〕 査の対象にもされていないこと、 ためもあって被上告人が警察の捜 が被上告人の処罰を望まず、その らも同意していたこと、 いう身体的接触について渋々なが 集民事239号253頁等参照)。 最高裁平成23年 1と同様の行為をしていたとまで [3] 被上告人が常習として行為 $\widehat{2}$ 原審は、〔1〕本件従業員 (行ヒ) 第294号同 (行ツ) 第263 (2)本 行為

体的接触に抵抗を示さなかったと 笑顔で行動し、被上告人による身 すぎないから、 エンスストアの客と店員の関係に 被上告人と本件従業員はコンビニ しかし、上記 本件従業員が終始 $\boxed{1}$ については

服を着用してされたものである上、 切な言動をしており(行為2)、こ については、行為1のように身体 とも解される。さらに、上記 影響等を懸念したことによるもの 取の負担や本件店舗の営業への悪 とみる余地があり、 らすると、行為1により、上告人 複数の新聞で報道され、上告人に である。そして、上記〔4〕につ ることができない事情というべき 性従業員もいたことは、 れを理由の一つとして退職した女 の従業員らを不快に思わせる不適 的 まないとしても、それは、事情聴 とは相当でない。 れを被上告人に有利に評価するこ のオーナーが被上告人の処罰を望 いては、本件従業員及び本件店舗 ついての同意があったとして、こ ブルを避けるためのものであった いて記者会見も行われたことか 量定を決定するに当たり軽視す |接触を伴うかどうかはともか 被上告人が以前から本件店舗 行為1が勤務時間中に制 上記 (2) につ 身体的接触に 本件処分 $\overline{3}$

情に照らせば、本件処分が重きに 前 ものであり、また、被上告人が以 対する住民の信頼を大きく損なう 為であって、上告人の公務 行われた厳しく非難されるべき行 て拒絶が困難であることに乗じて 行為1が、客と店員の関係にあっ あることは否定できない。しかし、 等からすれば、相当に重い処分で 懲戒処分を受けたことがないこと 6月であって、被上告人が過去に が本件条例において上限とされる 職に次ぐものであり、 種類としては停職で、 ところ、本件処分は、 択する判断をしたものと解される て、 げる諸般の事情を総合的に考慮し さいものということはできない。 大きく損なわれたというべきであ の公務一般に対する住民の信頼が (行為2)を行っていたなどの事 そして、市長は、本件指針が掲 から同じ店舗で不適切な言動 停職6月とする本件処分を選 社会に与えた影響は決して小 最も重い免 停職の期間 懲戒処分の 般に

> ということはできない。 逸脱し、又はこれを濫用したもの 権者に与えられた裁量権の範囲を いえず、市長の上記判断が、懲戒

しても、

それは、

客との間のトラ

判決を取消し、 の請求は理由がないから、 違法事由も見当たらず、被上告人 においては、本件処分にその他の 由があり、 は以上と同旨をいうものとして理 明らかな法令の違反がある。 には、 審の判断には、 れを濫用した違法があるとした原 違法があるというべきである。 に関する法令の解釈適用を誤っ に裁量権の範囲を逸脱し、 5 3 そして、 判決に影響を及ぼすことが 以上のとおり、 以上によれば、 原判決は破棄を免れな 前記事実関係等の下 被上告人の請求を 懲戒権者の裁量権 原審の判断 本件処 又はこ 第1審

棄却すべきである。

く妥当を欠くものであるとまでは失するものとして社会観念上著し

宮崎裕子)